

平成 28 年 6 月 13 日

日本税理士政治連盟
会長 小島 忠男 殿

全国青年税理士連盟
会長 福島 重典
東京都渋谷区千駄ヶ谷 5 - 21 - 12
代々木リビン 401号
電話 03 - 3354 - 4162

改正税理士法第 3 条第 3 項に定める研修の指定のあり方についての要望書

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は当連盟の活動に深いご理解をいただき誠にありがとうございます。

既にご承知のとおり、6 月 3 日に国税審議会税理士分科会(以下、「分科会」という)が開催され、改正税理士法第 3 条第 3 項(以下、「改正法第 3 条第 3 項」という)に定める研修の指定について、その方向性が決定されました。

貴連盟は平成 26 年税理士法改正時において、納税者のための民主的税理士制度確立という大義のもと、国会議員等に対する陳情や請願等の政治活動をされていたと思慮致します。

当時、貴連盟及び日税連が国会議員を交えて取り交わした確認書に際して「(この改正により)公認会計士であっても税理士登録ができない公認会計士ができるようになった。よって、自動付与は廃止」「(改正前と)何ら変わりがなかったら法律を改正する必要ない」という説明(平成 25 年 12 月 9 日、貴連盟及び日税連との懇談会にて)を連盟又は会としてされていたことはご承知と思いますが、今般の分科会が決定したその方向性を鑑みると、今後の研修の指定のあり方によっては、税理士資格の自動資格付与廃止というそもそもの法改正の趣旨が骨抜きにされる可能性があります。

公認会計士法第 16 条 1 項によれば「実務補習は、公認会計士試験に合格した者に対して、公認会計士となるのに必要な技能を修習させるため」であり、実務補習規程第 1 条において「この規程は、当法人が公認会計士試験合格者に対し、公認会計士となるのに必要な品位及び識見、専門的知識、専門的技能を養成するために行う実務補習の実施に関し、必要な事項を定める。」とされていることを勘案すれば、実務補習の目的に「税理士として必要な知識や学識の習得が含まれていないこと」は明らかです。

このような実務補習の目的にもかかわらず、その「内容面」につき何ら検討・評価を加えることなく、「形式面」(例えば、税法関係の考査全 10 回中の 2 回分の合格基準について、従来の各回 4 割以上に加え税法科目合計で 6 割以上という基準が追加など)を整えたことをもって税理士試験との同等性を確保、ということは全く根拠がないばかりか、そもそもこのような小手先だけの改変をもって納税者に信頼される税理士制度となりえるはずがありません。

当連盟におけるあるべき資格取得制度としては「税理士試験に合格した者のみに対して税理士資格を付与」という立場に変わりありませんが、貴連盟の規約第 4 条に掲げている「納税者のための民主的税理士制度を確立するため、必要な政治活動を行うこと」という団体としての活動目的・存在意義に照らし、今回の法改正の趣旨が貫徹されるよう以下の内容を要望致します。

<要望事項>

今般の分科会で決定した方向性で税法に関する研修を指定した場合、公認会計士への税理士資格自動付与は従前と何ら変わらない。よって、貴連盟におかれましては速やかに「税法に関する研修を指定しないこと」を求める力強い運動をされることを要望する。

以上